

生徒心得

1 はじめに

- (1) 健康管理を心がけて、心身ともに健全な生活を送りましょう。
- (2) モラルとマナーを重んじ、思いやりの気持ちを大切にすることで信頼関係を深めましょう。
- (3) 他者との違いを理解し、お互いの個性を尊重しましょう。
- (4) 学校は公共施設、共同生活の場であることから、公共の場所でのマナーを守りましょう。
- (5) 学校の諸施設や備品を大切に、常に整理整頓を心がけ、生活環境を整えましょう。

2 日常生活について

- (1) 始業時間は 8 時 35 分です。これは ST (ショートタイム) 開始時刻のため、交通安全の観点からも時間にゆとりをもった登校を心がけてください。

- (2) 欠席・遅刻・早退の届け出について

[欠席をする場合]

当日の朝、システムへの入力 (5~8 時の間) または、特別の理由による欠席については、(8 時 00 分~8 時 20 分の間に) 保護者より、学校への電話連絡をお願いします。

[遅刻をする場合]

欠席と同じく、保護者より、システムへの入力または、学校への電話連絡をお願いします。なお、登校後は必ず職員室に立ち寄ってから教室へ入ります。

[早退をする場合]

理由をホームルーム担任に申し出て、早退許可証を受け取ってから下校してください。帰宅後、速やかに保護者 (保護者不在時は本人) から学校へ電話連絡をしてください。

- (3) 登校後、やむを得ず外出する場合は、必ずホームルーム担任または生徒サポート部に承認を得て、外出許可証を受け取ってください。

- (4) 出席停止・忌引き等の取り扱いについて

次の場合は出席にも欠席にも扱いません。ただし、各教科の時間は欠課として扱います。

ア 忌引き (忌引きの日数は以下のとおり)

父母・・・・・・・・・・・・・・7日以内

同居の祖父母および兄弟姉妹・・・・・・3日以内

別居の祖父母および伯叔父母・・・・・・1日

父母の年忌・・・・・・・・・・・・・・1日

イ 出席停止

入学試験、入社試験等の校長が承認した場合

- (5) 下校の最終時間は午後 6 時 30 分とします。時間を守り速やかに帰宅してください。なお、部活動の公式戦 2 週間前に限り、延長届を提出の上、30 分延長することができます。
- (6) 学業に不必要なもの、また必要以上の金銭や貴重品も持ってこないようにしてください。
- (7) 貴重品はもちろんのこと、教科書や体操服など、所持品の管理に注意を払ってください。
- (8) ホームルーム教室や部室の施錠は、担当者のみならず、各自が責任をもっておこなってください。
- (9)トラブルを避けるために、生徒同士での金銭や物品の貸借・売買・交換は控えてください。
- (10) 個人用タブレットの使用に関しては、学校が定めた運用規定を守ってください。
- (11) 携帯電話・スマートフォンは、電源を切りカバンの中にしまっておきましょう。

(12) その他特別な事情がある場合、ホームルーム担任を通じて生徒サポート部に申し出てください。

3 本校生徒のたしなみについて

- (1) 制服着用時は生徒手帳を常に携帯してください。
- (2) 無断外泊をしてはいけません。
- (3) 午後11時から翌日の午前6時までの間はみだりに外出してはいけません(愛知県青少年保護育成条例より)
- (4) 居酒屋・パチンコ店・公営競技場等、高校生としてふさわしくない場所への出入りをしてはいけません。
- (5) 飲酒や喫煙、薬物乱用等の法令や社会的規範に触れる行為はしてはいけません。
- (6) 校外での事故やトラブルに遭った場合は、速やかに保護者に連絡すると同時に、学校にも連絡してください。
- (7) 学校外においても、津島高等学校の生徒としての自覚を持った生活を送りましょう。
- (8) アルバイトは原則禁止とします。家庭の事情により必要がある場合は保護者を通して学校の許可を得てください。

4 特別な指導について

法律に反する行為や、本校のルールを大きく逸脱する行為に対しては、保護者の協力のもと校長による特別指導(訓戒・謹慎等)をおこない、人格形成に係る支援をしていきます。

法律に違反する行為に加え、以下のような行為が指導対象となります。

SNS 不適切利用、暴言暴力行為、器物損壊、不正行為、四ない運動違反など

5 交通安全について

- (1) 登下校の際には、交通ルールを守り、安全確保に努めましょう。また交通安全推進の一環として、自転車に乗る際はヘルメット着用にも努めましょう。
- (2) 自転車通学を希望する生徒は、ホームルーム担任を通じて「自転車通学届」を生徒サポート部に必ず提出してください。
- (3) 通学に使用する自転車は、学校指定のステッカーを判読できる箇所に貼ってください。またステッカーが剥がれたり、自転車を買替えたりした場合は、新たにステッカーを購入し貼りかえてください。
- (4) 駐輪場では、所定の位置に整理して置き、必ず施錠してください。
- (5) 交通ルールおよびマナーを守りましょう。信号無視、無灯火運転、二人乗り、傘さし運転、並列運転、ながら運転、斜め横断、急な飛び出しなどの危険運転をしてはいけません。交通違反等で警察に検挙された場合は、ホームルーム担任および生徒サポート部に速やかに申し出てください。
- (6) 原動機付自転車、自動二輪車および普通自動車の免許取得は禁止です。特に※「四ない運動」の趣旨を理解し、絶対に違反してはいけません。
※「免許をとらない」「バイクを買わない」「バイクに乗らない」「バイクに乗せてもらわない」
- (7) 進路の関係で早期に免許の取得が必要な場合は、ホームルーム担任を通じて生徒サポート部へ申し出てください。
- (8) 万一事故を起こしたり、事故に遭ったりした場合は、警察等に連絡をとるなど適切な対応をとり、ホームルーム担任または学校へ必ず報告してください。
- (9) 交通事故に備えて自転車保険への加入を勧めます。

6 身だしなみについて

- (1) 端正、清潔で落ち着いた髪型を心がけましょう。
- (2) 髪留めは華美でないものとします。エクステ等の装飾品は認められません。
- (3) 髪の色や脱色、パーマは認められません。
- (4) 口紅(カラーリップを含む)、アイシャドウ等のメイクは認められません。
- (5) 指輪、ピアス等のアクセサリー類の着用は認められません。
- (6) 上履きについては学校指定のスリッパを使用してください。
- (7) 防寒着、防寒具の着用については、以下のことに注意してください。
 - ア 防寒着においては、華美でないものとし、前開きのものとします。
 - イ 校内での着用においては、TPO を理解してください。
- (8) その他特別な事情がある場合、ホームルーム担任を通じて生徒サポート部に相談してください。

7 服装について

[ブレザースタイルの場合]

- (1) 通学は学校指定のジャケットと、スラックスまたはスカートがセットになったブレザースタイルの学生服を着用してください。
- (2) シャツは、学校指定のボタンダウン型のシャツ、またはレギュラーカラー型のポロシャツを着用できます。
- (3) ネクタイ、またはリボンは学校指定のものを選択できます。
- (4) スカートの丈の長さは膝が隠れる程度とします。
- (5) オプションとしての制服
 - ア 学校指定のチェック柄スカートを着用することができます。
 - イ 学校指定のニットセーターおよびニットベストを着用することができます。
 - ウ 学校指定のハーフパンツを着用することができます。

[詰襟学生服の場合]

(1) 冬服について

色は黒または濃紺、校章入りのボタンを付け、左襟に学年章を付けます。ズボン上衣と同色で冬服の下のカッターシャツ(ワイシャツ)は白とします。制服の生地は毛織物、あるいは合成繊維とし綿地のものはいけません。

(2) 夏服について

上衣は白色の開襟シャツまたはカッターシャツ(ワイシャツ)、もしくは白色または紺色のポロシャツとし、左袖に校章プリントを付けます。ズボンは冬服に準じます。

[セーラー服の場合]

(1) 冬服について

色は黒または濃紺、襟は2本の白線を入れ、リボンは黒または濃紺とします。スカートはひだのあるものとし、胸に校章、胸当てに学年章を付けます。

(2) 夏服について

上衣は冬服と同型で白の半袖または長袖とし、左胸に校章プリントを付けます。もしくは白色または紺色のポロシャツとし、左袖に校章プリントを付けます。リボンは黒または濃紺とします。スカートはひだのあるものとし、胸に校章、胸当てに学年章を付けます。

8 各種の願いと届出について

下記の願いや届出についてはホームルーム担任の指導を受けて提出してください。

※通学定期券は、各駅窓口にて生徒手帳を提示することで購入できます。

	名 称	保管場所		名 称	保管場所
(1)	在学証明書交付願	事務室	(7)	アルバイト許可願	職員室
(2)	通学証明書	事務室	(8)	異 装 届	職員室
(3)	旅 行 願	職員室	(9)	免許証取得願	職員室
(4)	学割証交付願	職員室	(10)	L T 用具使用願	職員室
(5)	自転車通学願	職員室	(11)	早退または外出許可証	職員室
(6)	交通事故報告書	職員室	(12)	入室許可証	職員室

申請については余裕をもっておこなってください。